

# ライフ ワーク LIFE おおいた

## STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

第45号

2020

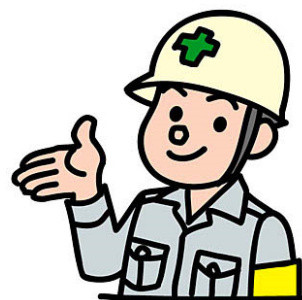
Aug

厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

### 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

感染症予防の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1. 暑さを避けましょう
2. 適宜マスクをはずしましょう
3. こまめに水分補給しましょう
4. 日頃から健康管理をしましょう
5. 暑さに備えた体づくりをしましょう



### ◆ トピックス ◆

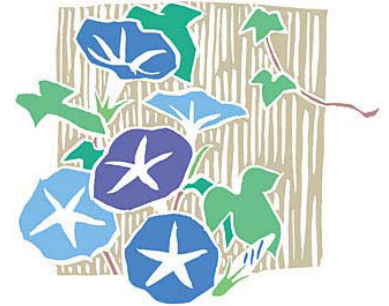
- 8月は「差別をなくす運動月間」です
- 公正な採用選考をめざしましょう
- 新型コロナウイルス感染症関連各種相談窓口（大分労働局）

## 8月は差別をなくす運動月間です

部落差別の解消が国の責務であり、国民的課題であると明記した「同和対策審議会答申」が1965（昭和40）年8月に出され、55年が経過しました。

大分県ではこの答申が出された8月を「差別をなくす運動月間」と定めています。大分市でもこの期間に、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けた取組を重点的に行っています。皆さんも人権について考えてみませんか。

2016年12月16日に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を具現化するため、大分市においては2018年4月に「部落差別の解消の推進に関する基本方針」を策定しました。さらに、本年3月には「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」の一部を改正し、部落差別のない社会を実現するための施策を一層推進しています。



### 「人権を考える講演会」開催延期のお知らせ

大分市では、人権が尊重される、明るく豊かなまちづくりにむけて、毎年8月の「差別をなくす運動月間」にあわせて「人権を考える講演会」を開催しています。本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、下記のとおり**2021年1月に延期**いたします。人権啓発のリーダーとして活躍されている企業関係者をはじめ、多くの方のご参加をお待ちしております。

**【日 時】** 2021(令和3)年1月19日(火) 午後1時30分～3時10分  
(受付は午後1時～)

**【場 所】** コンパルホール 文化ホール(大分市府内町1丁目5番38号)

**【講 師】** <sup>リ</sup> <sup>シ</sup> <sup>ネ</sup> 李 信恵さん (フリーライター)



1971年生まれ。大阪府東大阪市出身の在日朝鮮人2.5世。フリーライター。日本人の夫、息子と愛猫のコピオと暮らす。大学在学中から記者としての活動を始め、女性誌や地域情報誌で記事を執筆。現在はインターネットのニュースサイト（LOVE PIECE CLUB）をはじめ、新聞（解放新聞）で連載中。月刊誌、ラジオなど各種媒体でライター、取材記者として活動。日本国内の差別問題、日本軍「慰安婦」問題、教育問題等に取り組んでいる。

また、韓国のメディアとも提携し、日韓や在日、ヘイトスピーチなどの問題についての記事や番組を制作し、発信している。2014年やよりジャーナリスト賞受賞。2015年1月、影書房から初の著作「#鶴橋安寧アンチ・ヘイト・クロニクル」発刊。2018年8月かもがわ出版から上瀧浩子弁護士との共著「#黙らない女たち」発刊。

**【対 象】** 公正採用選考人権啓発推進員、事業所で人権研修・啓発業務にかかわる方  
※一般の方も参加できます。

**【参加料】** 無料

お問い合わせ先 大分市教育委員会 人権・同和教育課 TEL: 097-537-5651

# 人権について考えてみませんか？

市報 人権・同和教育シリーズ 398

就職難の嵐の中、努力しても抜け出せない潮流に巻き込まれ、わが子の船が沈没しかけています。

わたしの夫はアメリカ人です。娘は日本で生まれ育ちました。近所の子どもたちと仲良く一緒に成長し、幼稚園から高校まで地元の学校に通いました。

娘は、成長する中でいやな思いや理不尽な体験をたくさんしました。

例えば、英語を一生懸命勉強して、授業でしゃべることができたら「ハーフだから当たり前」と言われ、あまり勉強しなかった際には「ハーフなのにどうしてうまくしゃべることができないの」と言われたことがありました。また、英語の弁論大会の際には「お父さんがアメリカ人だから出ることはできません」と出場を拒否されたこともありました。

このようなことに耐えきれず、不登校になった時期もありましたが、友人の支えもあり、県外の大学に進学して充実した生活を送っていました。

大学生活も終わりが近づき、就職活動をする時期になりました。娘は、家族や友人のいる地元に戻り就職したいとの思いから、真剣に勉強に取り組み、就職試験に臨みました。ところが、いくつかの会社の面接で次のような質問を受けたのです。

「日本国籍ですか？」「面接は日本語で大丈夫ですか？」「弊社は外国人を雇用しているのですが、どうしても押しが強くて困っているんです」

受験した会社すべてが不合格でした。娘は、つらかった時期のことがフラッシュバックして不安を訴えるようになり、どんなに努力しても自分は認めてもらえないとの思いから前に進めなくなってしまうのです。

娘は今、社会に飛び立つ夢が壊れていく現実に直面しています。

(ある女性の話より)

どこに生まれるか、どの家庭に生まれるかということを、本人が選ぶことはできません。

いくら努力しても変えることのできないことで判断するのではなく、その人自身を見ていくことが大切なのではないでしょうか。

次ページには「公正な採用選考」についての記事を掲載しています。併せてご確認ください。

大分市人権イメージキャラクター  
「キスナース」



## 公正な採用選考をめざしましょう

厚生労働省では、就職の機会均等を確保するために、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を実施するよう事業主の皆さまにご協力をお願いしています。事業主の皆さま方におかれましては、公正な採用選考の考え方についてご理解いただきまして、差別のない公正な採用選考の実施にむけて積極的な取り組みをお願いします。

### 採用選考の基本的な考え方

- 『人を人としてみる』人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重すること
  - 応募者の適性・能力のみを基準として行うこと
- の2点を基本的な考え方として実施することが大切です。

### 採用選考時に配慮すべき事項 ～就職差別につながるおそれがある14事項～

次の①～⑭の事項を、エントリーシート・応募用紙に記載させる、面接時において尋ねる、作文の題材にするなどによって把握することや⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

#### 本人に責任のない事項の把握

- ①本籍・出生地 ②家族（職業・収入など） ③住宅状況（間取り・住宅の種類など）
- ④生活環境・家庭環境など

#### 本来自由であるべき事項の把握

- ⑤宗教 ⑥支持政党 ⑦人生観・生活信条など ⑧尊敬する人物 ⑨思想
- ⑩労働組合・学生運動などの社会運動 ⑪購読新聞・雑誌・愛読書など

#### 採用選考の方法

- ⑫身元調査などの実施
- ⑬全国高等学校統一応募用紙・JIS規格（様式例）の履歴書に基づかない事項を含んだ応募用紙の使用
- ⑭合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

### 企業における人権問題への取り組み

企業は、社会の一員として基本的人権を尊重した行動が求められますが、近年は特に、**CSR（社会的責任ある活動）**の観点からも、「人権尊重」や「差別撤廃」に対する取り組みが重要視されてきています。

### 公正採用選考人権啓発推進員制度

雇用主が、同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行っていただくため、一定規模以上の事業所等に「公正採用選考人権啓発推進員」を選任していただいています。

#### 【公正採用選考人権啓発推進員とは…】

常時使用する従業員数が一定規模以上の事業所において、人事担当責任者など採用選考に関する事項について相当の権限を有する方の中から選任していただき、各事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、事業所内での責任者（旗振り役）としての役割を担います。

詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、大分労働局または厚生労働省のホームページをご覧ください。



お問い合わせ先 **ハローワーク大分** TEL: 097-534-8609



# 大分県中小企業・小規模事業者応援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少する中、事業継続や雇用維持、新しい生活様式への対応等に取り組む県内事業者のみなさんへ、使途を限定しない応援金を給付します。

## 対象者

### ア 県内の法人または個人事業者のうち、下記いずれかの融資を受けた者

#### 【A】 県制度資金：民間金融機関融資

- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金
- ・がんばろう！おおいた資金繰り応援資金

#### 【B】 日本政策金融公庫融資

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス対策マル経融資  
(小規模事業者経営改善資金融資)
- ・新型コロナウイルス対策衛経融資

### イ 2020年1月1日以降に県内で創業した者のうち、下記いずれかに該当する者

- 小規模事業者持続化補助金（一般型・コロナ特別対応型）の採択通知を受けた者
- 大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金の交付決定通知を受けた者

## 給付額

**上記ア 法人：30万円 個人事業者：15万円 上記イ 15万円**

## 申請方法

パソコン・スマホからの申請・または郵送による申請をお願いします。  
※申請受付後10日程度での入金を予定（パソコン・スマホからの申請の方が早く入金できます。）

### 【パソコン・スマホから】

- ①申請サイトにアクセス  
本チラシ右下のURL又はQRコードからアクセス
- ②必要事項の入力  
・商号、代表者の職・氏名、住所などを入力  
・下記の必要書類のデータを添付
- ③申請  
申請完了後に出力される一覧表を必ず保存してください。

### 【郵送】

- ①申請様式の入手  
ア) 金融機関で入手  
イ) 本チラシ右下のURL又はQRコードでアクセスしたホームページからダウンロード
- ②必要事項の記入  
商号、代表者の職・氏名、住所などを記入
- ③下記の必要書類とあわせて郵送  
「大分県中小企業・小規模事業者応援金事務局」宛  
〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

### 【申請のために必要な書類等の写し】 スマホなどの写真画像でもOK

上記対象者ア【A】	上記対象者ア【B】	上記対象者イ
保証番号（10桁）	お支払額明細書等	採択通知or交付決定通知
法人県民税or個人事業税納付書等	法人県民税or個人事業税納付書等	法人登記簿or開業届出書
通帳orネット銀行口座情報等	通帳orネット銀行口座情報等	通帳orネット銀行口座情報等

※詳しくは「大分県中小企業・小規模事業者応援金 申請要領」を参照してください。

## 申請期間

令和2年6月10日～12月31日

## 【問い合わせ先】

大分県中小企業・小規模事業者応援金相談窓口（コールセンター）  
TEL：050-6865-7016

制度の詳細情報は  
「中小企業支援ポータル」  
から！



<https://oita-chusho.jp/>

## 新型コロナウイルス感染症関連各種相談窓口(大分労働局)

	相談内容	担当窓口
事業主・労働者	(事業主の方) ・労務管理(賃金の支払、解雇、休業手当)の相談 ・労働者の健康に関する相談	●大分労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー 097-536-0110 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
	(労働者の方) ・賃金、休業手当など労働条件に関する相談 ・退職、解雇、労働条件引き下げに関する相談	●大分労働基準監督署 総合労働相談コーナー 097-535-1512 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2階
	(妊婦を雇用する事業主の方) (働く妊婦の方) ・母性健康管理措置に関する相談 *主治医等からの指導に対する事業主の措置義務	●大分労働局雇用環境・均等室 097-532-4025 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
事業主	・雇用調整助成金	●大分労働局大分助成金センター 097-535-2100 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル5階
	・保護者の休暇取得支援(助成金)	●学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 ※土日・祝日含む 受付時間9:00~21:00  ●大分労働局雇用環境・均等室 097-532-4025 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
	・労働保険料の納付猶予の特例、納付期限について	●大分労働局労働保険徴収室 097-536-7095 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階  ●年度更新コールセンター 0120-560-710
	・電子申請について *36協定届や就業規則などの労働基準法の届出や 雇用保険適用関係、雇用継続給付など	●電子政府利用支援センター 050-3786-2225 050-3822-3345
労働者	・再就職及び雇用保険(失業給付)に関する相談	●大分公共職業安定所 097-534-8684 大分市都町4-1-20
	(新卒者(卒業者)の方) ・内定取消、入職時期の繰り下げに関する相談	●新卒者内定取消等特別相談窓口 097-533-8600 ハローワーク大分 大分新卒応援ハローワーク 大分市高砂町2-50 OASISひろば21地下1階
	(派遣労働者の方) ・労働者派遣契約の中途解除等に関する相談	●大分労働局職業安定部需給調整事業室 派遣労働者相談窓口 097-535-2095 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階

令和2年6月15日現在

※最新情報については、

「厚生労働省ホームページ」



「大分労働局ホームページ」



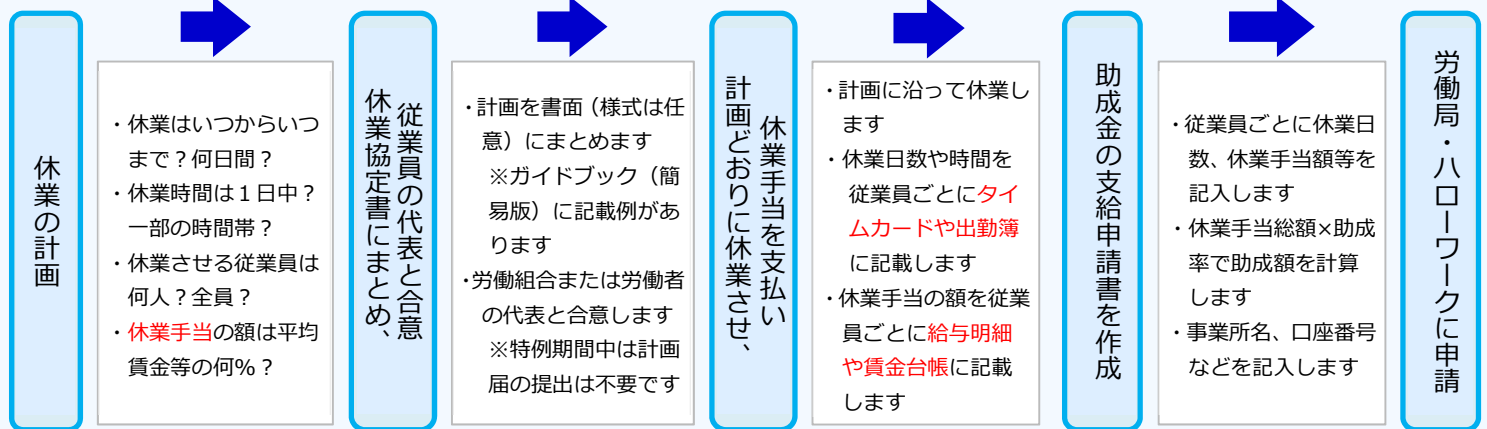
でご確認ください。

## 雇用調整助成金

どうしたらもらえるの？

休業とは...働く意思と能力があるのに、働くことができない状態  
※休暇や休日は対象になりません。

- ① 売上げが下がり、従業員を休業させる必要があった
- ② 従業員を計画的に休業させた
- ③ 休業させた従業員に休業手当を支払った ※他にも支給要件があります



詳しくはガイドブック（簡易版）をご覧ください。  
申請様式や作成マニュアルもここからダウンロードできます。

厚生労働省 雇用調整助成金

検索



## 労働保険料

- 労働保険料等の申告期限・納付期限（全期又は1期）：**令和2年8月31日まで延長**  
2期、3期については変更なし
- 口座からの振替納付日（全期又は1期）：令和2年10月13日
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方  
にとっては、**申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予**することができます。  
この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。  
※猶予には要件があります



## 電子申請

- 労働基準法や最低賃金法に定められた手続や雇用保険適用関係等の手続については、労働基準監督署やハローワークの窓口にお越しいただくことなく、電子政府の総合窓口「e-Gov」から、電子申請の利用が可能です。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、電子申請の利用を推奨します。

届出・申請可能な主な手続

e-Gov

検索

労基法等 電子

検索

労働基準法に定められた届出など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●時間外・休日労働に関する協定書（36協定届）</li> <li>●就業規則の届出</li> <li>●1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など</li> </ul>
最低賃金法に定められた申請など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最低賃金の減額特例許可の申請 など</li> </ul>
雇用保険適用関係・雇用継続給付など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用保険被保険者資格喪失届、雇用保険被保険者離職証明書 など</li> </ul>



## 母性健康管理措置

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主はこの指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。  
(対象期間：令和2年5月7日～令和3年1月31日)
- 当該措置による休暇取得支援**助成金**：令和2年5月7日から同年9月30日までの間に当該措置にかかる有給の休暇制度を整備・内容を周知した事業主。  
※詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。



# 障害者雇用促進法が改正されました

2019年6月7日、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年6月14日に公布されました。事業主の皆さまに関わる主な改正内容は、以下のとおりです。

## ●週20時間未満で働く障がい者を雇用する事業主に対して「特例給付金」の新設

特に短い時間であれば働くことができる障がい者を雇用する事業主に対する支援として、新たに「特例給付金」が支給されることになりました。

### 1. 支給対象となる障がい者

支給対象となるのは、次のいずれも満たす障がい者です。

- ・障がい者手帳等を保持する障がい者
- ・1年を超えて雇用される障がい者（見込みを含む）
- ・週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障がい者

毎年9月は

「障害者雇用支援月間」です。  
障がいのある方の雇用に対する理解をより一層深めましょう。

### 2. 支給額について

申請対象期間に雇用した対象障害者の人月数（※1）×支給単価（※2）

（※1）重度障害者であってもダブルカウントせず、実人数でカウントします。

（※2）支給単価（対象障害者1人あたり月額）

週所定労働時間20時間以上の労働者（カウント後）の総数に応じ、

100人超えの事業主：7,000円、100人以下の事業主：5,000円

### 3. 申請書の提出期間等について

- 申請対象期間 毎年度1年間（4月から翌3月）
- 申請期間 週所定労働時間20時間以上の労働者（カウント後）の総数が  
→ 100人超えの事業主 翌4月1日～5月15日  
→ 100人以下の事業主 翌4月1日～7月31日
- 提出先 (独)高齡・障害・求職者雇用支援機構ホームページより電子申請または  
同機構都道府県支部へ郵送または持参

## ●中小事業主の認定制度の新設

中小事業主（300人以下）に対し、先進的な取り組みを進めている事業主が社会的なメリットを受けられるよう、障がい者雇用に関する優良な中小事業主の認定制度を創設します。

【認定企業のメリット】

自社商品、広告等への「認定マーク」の掲載、日本政策金融公庫の低利融資対象、厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報、公共調達等での加点評価

※詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

### 〇お知らせ

『ワークLIFE おおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）できますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

ワークLIFE おおいた 2020年8月発行  
大分市 商工労働観光部 商工労政課  
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号  
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077  
E-mail: rousei@city.oita.oita.jp  
大分市ホームページからもご覧いただけます  
<https://www.city.oita.oita.jp/>